

令和3年度 第3回八戸市協働のまちづくり推進委員会議事録

【日 時】 令和3年8月23日（月）13時30から17時00分

【場 所】 市庁本館4階会議室A

【出席委員】 小島慶喜委員長、加藤宏明副委員長、永渕律子委員、平山佳子委員、
横田将志委員

【事務局】 市民連携推進課 7名

次第1. 開 会

（司会：事務局）

次第2. 委員長あいさつ

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。事務局のみなさまにおかれましては、資料の準備から設営等ありがとうございます。また、委員のみなさまには、前回の開催から時間もない中、資料のチェックをお願いし申し訳ありませんが、ご協力いただきありがとうございます。

本日の委員会は、次第にありますとおり、協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性についてと「元気な八戸づくり」市民奨励金制度の見直しについて、となっております。

これらについて、皆さんからご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次第3. 案 件

(1) 協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、進捗状況シートに掲載しております10事業を検証していただく予定としております。

次に、「元気な八戸づくり」市民奨励金制度の見直しについてですが、本日は、前回ご説明した見直し内容の具体案についてご説明させていただきますので、委員の皆様のご意見をいただければと思います。また、前回課題となった3つの事項について、事務局案を提示しますので、委員の皆様からご意見をいただくという流れで行います。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.9について意見交換

■事務局

Ⅱ 市民活動関連事業

No.9 学生まちづくり助成金制度 について説明。

■委員長

・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あれば伺いいたします。

■委員長

- ・それでは、ないようですので、次にNo.10 高校生地域づくり実践プロジェクトについて、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.10 について意見交換

■事務局

Ⅱ 市民活動関連事業

No.10 高校生地域づくり実践プロジェクト について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員長

- ・それでは、ないようですので、次にNo.11 まちづくりインターン助成金制度について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.11 について意見交換

■事務局

Ⅱ 市民活動関連事業

No.11 まちづくりインターン助成金制度 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員長

- ・それでは、ないようですので、次にNo.12 市民サポートセンターの運営について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.12 について意見交換

■事務局

Ⅱ 市民活動関連事業

No.12 市民サポートセンターの運営 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

- ・事前質問でなぜラジオを挙げたかというところ、車通勤の場合、車内でラジオを聴く方も多いと思いますので、車通勤の多い八戸圏域では有効な手段かと思いました。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ある方いらっしゃいますか。
よろしいでしょうか。はい、では次にまいります。次にNo.13 八戸圏域住民活動保険について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.13 について意見交換

■事務局

Ⅱ 市民活動関連事業

No.13 八戸圏域住民活動保険 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

- ・うちの団体とかでも、この住民活動保険でなくボランティア保険に入っていたりするので、各団体がより手厚い補償が欲しいのだろうなという気持ちは分かります。一方で、こっちの事業が要らないかという、そうではなく、すごく大切だなと。件数も多いし、額も今お聞きしましたが、いいなと。この保険が結構、意外と保険金の下りやすいのだなというイメージを持っていたので、このまままた継続していったら欲しいなと思います。

■委員

- ・もしかして、以前質問あったのかもしれませんが、何で階上町はなぜ加入していないんですか？

■事務局

- ・階上町さんに関しては、自治会の方が個別で加入する保険に対して、町が補助金を出しているそうです。やっぱり自治会とか町内会とかの側で、専用の保険の方が、その団体の活動に特化した内容となっているので、そっちの方が使い勝手良かったりするそうです。そういったところもあって、階上町からは、今は加盟を見合わせる旨の話をもらっているところです。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ある方いらっしゃいますか。
よろしいでしょうか。はい、では次にまいります。次にNo.14 町内会等振興交付金事業について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.14 について意見交換

■事務局

Ⅲ 地域コミュニティ関連事業

No.14 町内会等振興交付金事業 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員長

- ・それでは、ないようですので、次にNo.15 地域担当職員制度について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.15 について意見交換

■事務局

Ⅲ 地域コミュニティ関連事業

No.15 地域担当職員制度 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

- ・この事業自体は非常に上手くいっているという報告なので、意味があるかなと思っています。地域にいと地域の担当者と直にやり取りするのは、このシステムからいくと連町会長ですね。

■事務局

- ・この制度だと、町内会長さんです。

■委員

- ・年度のはじめ、連合町内会の総会の時に、地域担当職員を紹介されていると思いますが、一般の地域の人には知っているか疑問です。地域でできた困り事などを町内会長さんに言えば、地域担当職員がつなぎ役になって市にあがっていくとか、一般の地域の人には知らない感じがしています。
- ・パンフレットを公民館に貼っていますけれども、担当職員の名前がついてありますよね。でもそれを見ると、担当部署が書いてあって、例えば空き家だったらこの部署に連絡してくださいといった具合です。じゃあ、このお二人は何をしているのだろうと、時々考えます。この職員が地域で何を担っているというところは、一般の地域の人には見えてないのかなと思う時もあります。それが、いい悪いじゃなくて、そういう実情をお話しました。この事業自体はそこまで狙っていないと思いますが。

■事務局

- ・地区の一般の方から、要望等を引き受けるというようなものではありません。
- ・本来業務と別に地域と行政をつなぐ役割を担っているのですが、ただ苦情、要望取り次ぐだけではなく、要は問題解決だけではなく、地域の活動をサポートするようなことや、そういう意見の吸い上げを想定しています。

■委員

- ・理解しているつもりです。地域の意見・要望を吸い上げたりするための事業であり、この人たちがうちの地域にアドバイスしてくれている人たちだとか、地域にいと見えないと感じます。せっかく地域活性化のために事業化されているのに、もったいないという感想です。

■委員長

- ・はい、どうぞ。

■委員

- ・委員のおっしゃることは分かりますが、私の一住民の感想としては、知らなくていいのかなと。とりあえず町内会長に話しておけば、なんかうまくやってくれるだろうという感じはあります。

■委員

- ・公民館に毎年配付されますが、担当者の名前があるのに、全部の担当課の連絡先がついているので、違和感があります。

■事務局

- ・地域担当職員制度の目的は、顔が見える・見えないのところで言いますと、連町会長さんなり町内会長さんに顔合わせに行きます。また、町内会・連合町内会の会議があった際に、極力地域担当職員も参加して、課題があった場合には、アドバイスができるのか、方向性としてはどこの課に繋がればいいのかっていうものを、一緒お話をできることが基本的にあると理解しています。委員のところで、地域担当職員を見かける機会があまりなかったという状況があるのかもしれませんが、事あるごとに、実際地域に出向いて顔を合わせながら情報交換なり、質疑できるところがあると思っているので、なるべく地域の担当者にも、極力地域に出向いたうえでお話ができる機会を作れるように、また内部の会議の中でも提案していきたいと思っています。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、どうぞ

■委員

- ・とてもいい制度だなと私自身は思っていて、横文字で言うコンシェルジュさんにあたる役割をやってくれているのかなと思います。町内会の会長さんとすれば、どこに相談していいか分からない話っていうのが多くなって、その中でちゃんと繋がりを持っているって大切だなと。なんでそんなことを実感したかっていうと、たまたまこの間、イベントやる時に市のほうに力貸していただくっていう時に、たまたま私がルートを持っているので、その方にほかの課にまわしていただいてっていうこともあったので、こんな繋がりがあることっていうのは大切なんだ、次に繋がるんだっていうのを大きく実感したので、ますます発展してもらいたいなっていうのを深く思いました。頑張ってください。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。はい、では次にまいります。次にNo.16 町内会等活動PR事業について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.16 について意見交換

■事務局

Ⅲ 地域コミュニティ関連事業

No.16 町内会等活動PR事業 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

- ・世帯数からすると何パーセントありますか。

■事務局

- ・町内会の加入率自体の話ですと現在の加入率は 53.8%です。

■事務局

- ・補足させていただきます。加入されていない方がどのようにして町内会に加入すればよいか分からない場合には、我々が作成している加入促進用のチラシを見て、こちらにご連絡頂ければ、どこの町内会の誰にお話していただきたいというところを取り次いでおり、その件数は増えている状況です。
- ・八戸市内全体の加入率自体は右肩下がり傾向になりました。これはどこの自治体でも同じような感じになりますが、取次ぎ件数が増えていること自体は、いいことではありますけれども、加入率自体が実際増えているのかっていうところは、未だ課題になっているという認識です。
- ・この取次ぎ件数の増加を含めて加入促進をどのように進めていくというところは、未だ課題になっているという認識です。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。はい、では次にまいります。次にNo.17 連合町内会連絡協議会連携事業について、事務局より説明をお願いします。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.17 について意見交換

■事務局

Ⅲ 地域コミュニティ関連事業

No.17 連合町内会連絡協議会連携事業 について説明。

■委員長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

- ・この連合会の自主防災の活動は、いいところに目をつけたと思いました。外国の方もそうだし、外国の人がどこに逃げればいいのか、何を指示されているかもわからないときに、連合町内会として対応するというのはいいなと思いました、それこそ災害時はこれが必要になりますよね。
- ・学校でも避難訓練しているし、それから地域でも公民館でもやっている。いざっていうというときに、学校の小学生は何かできるのか、中学生だったら何かできるのかという役割分担も見えてきますよね。だからすごくいいなと思って聴いていました。以上です。

■委員長

- ・ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ます。それでは次。No. 18 地域の底力実践プロジェクト促進事業について、事務局より説明をお願い致します。

協働のまちづくり施策 進捗状況シートNo.18 について意見交換

■事務局

Ⅲ 地域コミュニティ関連事業

No. 18 地域の底力実践プロジェクト促進事業 について説明。

■委員長

・ただいまの説明について、ご質問、ご意見あればお伺いいたします。

■委員

・地域が企画して地域が実践するのですが、この事業のいいなと思うところは市の関わり方だと思います。市の提供するノウハウがなかったら、地域だけの発想、地域の行動力だけでは、おそらく具現化されていかないのではないかと予想がされます。市の方がノウハウを教え指導していくことは、この事業の持っている重要性とと思っているので、まさに市がやるべき事業かなと思います。

■事務局

・地域の底力実践プロジェクトという事業は、協働のまちづくりの代表的な事業で、市長の肝いりで始まったものです。地域担当職員制度もそうですが、地域の活性化を図るうえで、地域の自立や自主性というものを重要視してきたところではありますが、どうしても限界があり、そこに対して市がどこまで関わって、そこを盛り上げて行くというところがあって始まった事業ですので、まさに協働のまちづくりを体現しているような事業として重要視しております。ですので、これからも積極的に進めて行きたいと思います。

■委員長

・はい、ありがとうございます。他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上で案件1の協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について終了します。では、進行を事務局へお返しいたします。

(2) 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度の見直しについて

見直し内容について意見交換

■事務局

(1) 「実施要領および選考要領、募集要項に反映した内容」の説明 について説明。

■委員長

・はい、ありがとうございます。それでは今、事務局の方から説明のありました見直し内容の具体案を各種要領及び要項に反映した内容について、ちょっとボ

リ्यूムが多いのですが、ご意見ご質問ある方よろしくお願ひいたします。

■委員

- ・資料7の2ページの若者支援コースの対象事業のところの説明についてですが、最初見たときおおむね40歳以下とあるから、40歳以上はダメなんだな思いました。※印がありますが、※印で書くよりは表内に書いた方が分かりやすいかなって思いました。また、箇条書きで書くと、わかりやすいと思います。

■事務局

- ・はい、検討させていただきます。ありがとうございます。

■委員長

- ・補足というか今の意見に対して、そこをそういう風にするとなるとその1番と3番もそういう書き方にしたほうがいいかと思います。そこも含めてちょっと検討していただければなという風に思います。

■委員長

- ・他、ございますでしょうか。そのほかの資料でも、はい、ございましたら願ひします。

■委員

- ・今回の見直しの中で大きな部分占めてくるのが、審査基準が変わるところになってくると思います。独創性の項目がなくなって協働性と自発性が入ってくるというところですけども、実施要項第3条に、審査基準の根拠となる文章を対象事業として入れるべきだと思います。第3条の対象事業のところで、協働性がなければいけませんよ、ということが書かれていないのに、協働性を審査基準として点数をつけるというのは、根拠がなく後々問題になってくると思うので、もし協働性を評価したいのであれば、たぶん1行でいいと思いますので、他団体との協働を行う趣旨の文言を盛り込まないといけないと思いました。というのも、過去の採択された事業の中には、他の団体さんと協働しなくても完結するものがいくつかあります。そういった事業が今後申請されてきた場合、根拠がないところで低い点数つけられて、前はよかったのに今回は採択されなかったという問題が起きかねません。そんなこと評価するって聞いていないと言われた時に、市側としてはちょっと不正に思われてしまう。
- ・他の公益性、有効性、実業性、将来性はもう対象事業の中に「不特定多数のものの利益の増進を目的として」があり、これは公益性の根拠になります。その後も「自主的に行われる八戸市の地域課題の解決」、これは有効性ですね。その下の(1)(2)(3)の団体の継続的な事業。これは3と4に繋がる。ということ、他の項目はもう根拠はあります。
- ・評価基準に協働性と自発性を盛り込むことは問題がなく、そのほうがいいと思っています。特に協働という部分。また、若者支援はなかなか書類の書き方がうまくいってないってところで、熱意が伝わってくるというところで評価してあげようということで、これもいい評価の基準になると思うので、その根拠をぜひ要領3条のところに盛り込んでいただければ、整合性がとれるのかなという風に感じました。どうしても職業柄そういうところをみてしまうので、ちょっと手続き的なところというのを、お話させていただきました。

■事務局

- ・委員がおっしゃった件なのですが、協働性という基準を実施要領第3条の対象事業に入れるとなると、それが条件になって捉えられてしまうと思います。根拠はどこかに出す必要はあると思っていて、どこに出すかは考えさせていただきたいと思います。前にお渡しした募集要項の6ページに審査基準が書いてい

ます。例えばここに協働性っていうのが入れば、そういう観点を見ているんだなっていうのは分かっていただけだと思います。協働性をなんで重視するかの根拠の部分では、実施要領で、そもそもの趣旨として協働のまちづくりの推進を目指しているところがありますので、それが具体的に審査基準のところに入ったという理解で説明はできるのかなと思っています。今変えようとしている申込様式の中に協働の欄を足しましたけれども、そこに記載があるかということですから、ないならないで点数が低くなるだけっていうか、それでいいのかなと思っています。要件にはせず、評価するポイントにしたいと思っています。

■委員

- ・私も今聞いていて、第3条に観点別の項目が入るとなると、やっぱりある程度の説明も加えるべきだと思うので、どこか別なところに入るべきだと思います。でも、すでに不特定多数であるとか基準の一部が入っているから、なんとなく他が落ちているよって見えるなっていうところも、それもまた意見として分かります。具体的な案は分からないのですが、第3条に全てが入るのかなって言われると、別の項目で、基準としてはこういうこといいますよっていうふうなのがいいのかなと思います。

■委員

- ・そういう風に考えると、この対象事業の第3条前文の3行がいらないのかもしれない。次のどれかに該当するものが対象事業ですよ。1つは初動、団体の継続的なものですよ。若者、これも団体。ここに若い人とかって書いてもいいのかな。まちづくりの支援コース、これはこうですよ。というだけでもいいのかもしれないと思いました。ここに基準の一文が入るからなんとなく混乱するので、ここでの対象事業っていうのはこの3つですと明確に見せればいいのかも。それで、基準としてはこちらに載ると。基準これだよっていいのかな。もうちょっと文面を検討してもいいのかなとは思っています。

■委員

- ・第3条の3行は根拠なので残していただきたいです。

■事務局

- ・要領を作るにあたっては、役所の法規部門を通した上でということになります。やはり大元の部分として不特定多数のっていうところは絶対必要で基本的には残るのかなとは思っていますが、そこも今いただいたご意見も含めて相談します。

■委員

- ・私も事務局の意向と同じですけども、これが必須ではないと思っています。団体が市と協働していいものが生まれるっていう考えもありますし、他の団体との協働も今までもあります。様々、こことここが協働しますって。しかし、とりあえず名前載せているだけじゃないのっていうようなところもあったりするので、多けりゃいいっていうものでもないし、ないから悪いっていうものでもないの、ここは必須条件じゃなくて1つの基準くらいでの捉えていいんじゃないかなと思ったので最後ちょっと付け加えさせていただきます。

検討事項その1（資料8）について意見交換

■事務局

- ① 多様性の実施要領等への追加について 説明。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。それではただいま事務局から説明がございました、検討事項の1番、多様性の実施、要領等への追加についてご質問お願いいたします。

■委員

- ・率直な感想で、案2が文章が長くて分かりづらいなと思います。案1、案3、どちらでもいいかなという形ではあります。ただ、現場で運営していただいている事務局が案3だと伺って、実際に運用している方じゃないとこの若干のニュアンスとか伝わらないと思うので、僕は案3でいいのかなと思いました。

■委員

- ・案2の「推進」だと、本当にこれを推し進めるというふうに取りられるので、また別の誤解を生む感じはします。だから案2ではないかなと。案3が手っ取り早いのかなと思いつつも、解釈がどこにも規定されないというのは、それぞれの価値観になって明確じゃないなという感じがします。今まに見直しの議論がされていることを考えれば、もう1歩手だてが必要なのではないかと思います。ただ案1の除外規定だとちょっと強いというか。それこそ、女性限定の取り組みが差別と捉えられて応募がなくなることも懸念されます。
- ・明記していないから、ダメかもしれないと自粛されるし、一方で、含む含まないですれ違いになるから、誤解の無いようにした方が良い気はします。

■事務局

- ・この検討をするにあたって、多様性に反する、多様性を推進するとか、という部分じゃなくて、範囲が明確になる線引きができる部分かどうか、といったところが当然あります。実際に女性に限定した取り組みをしたいという申請があった場合、各委員さんなりの捉え方という部分もあり、皆さんが同じ意識になれるかどうかという、やっぱり内容をちゃんと聞かないとそれぞれ判断がばらばらになってしまうし、判断を合わせなきゃならないわけではないです。ただ、問題を所持したまま進んでいくような状況も当然あり得るわけであって、そうした側面から見直しをしていました。
- ・公益性ってなんなのか、というのはなかなか線引きが難しいし、事例が様々あるなか明記できれば1番いいのですが、それがなかなか難しいので、それぞれ個々に判断していかざるを得ないのかなというところがあります。それと同じように、多様性に反する、多様性を推進する、という部分を明確に打ち出すかどうかとなると、結果、ぼかすしかないのかなという最終的な判断に至ったので、我々は案3にするしかないという考え方に至ったわけです。
- ・公序良俗という部分も、何が公序良俗なのかというところは、様々な法律上の解釈としても、個々に判断していかざるを得ないという考え方が大多数だと、我々は思っておりまして、なかなかそこを明確にするというのが難しいというのが現状かと捉えておりました。

■委員

- ・言葉を明確にと言われると、特に公的なところで出されるものなので、難しいと思います。ですが、じゃあこのままで行くのっていう疑問がちょっとあります。
- ・地域の中には、平等性に欠く表現や差別的な表現を、何気なく使っている方が、どうしてもいると思うんです。だからこそ明確にしてやる、公的機関がそういう見方はちょっと違いますよ、みたいな発信をするところも担っていいのかなと思います。庁内の中で、この事業だけが要領に明記するのはバランス

が悪いというのは、理由にならないと思います。ただ、どこまで明記すればいいのって言われると、かなり難しさはあると思います。でも明記しないっていうのも、せっかく見直しの好機ですから。

■事務局

- ・例えば申請を受け付けて、具体的な内容を当然聞いていくことになりますが、事務局の段階でそこを判断し結論付けるのは難しいと思っています。そうすると、それを委員会に諮って、例えばこれが女性限定の取り組みになります、なぜじゃあこれは女性限定なんですかというようなところを、委員の皆さんが聞いて確認していただかないと、多様性に反しているかの判断が難しくなると思います。それを聞いて、いや、これは多様性が確保されていますよと思われる委員さんの中にはいらっしゃるかもしれませんが、そこで結果、吟味していただくしかないというところがあって、それを制限しないがためにも、要領にはそういう言葉を足さないこととし、公序良俗っていう曖昧な要件の中で、具体的な中身は個々のその取り組みを吟味した上で判断する、というしかないと考えております。

■委員

- ・何をどこに入れたらいいかわからないですけども、今、社会的にも世界的にも男女平等とか多様化っていうのが広がっている中ですよ。皆さんも段々そういう感覚はできていると思うので、決まりの中にそういう、性、女性男性っていう文言を入れないとか、何かそういうこう、いろんな公益性っていう中ではもういろんな方が入れる事業であるべきなんですけど、そういう、その文言は入れないとか、そういう、これはダメだよというのではなくて、もっと簡易的な案がないかなと考えていたんですけれど。

■事務局

- ・言葉を足すと今度それが要件となってしまうと、本来我々がやっていきたいと思っている事業からはちょっと話がそれていってしまう可能性も。

■委員

- ・手続きを考えると案3しかないと思います。で、今だとその公序良俗のところ、それが公序良俗になるかって今の議論になりましたけれど、その一個上に法令等に違反し、または違反する恐れがある、例えば国籍による差別、人種による差別、性別による差別はもう法律で禁止されているので、これをもう参照すれば明示されるので、ここだと第3条第2項第2号の説明だけですけれども、実は同項第1号も見れば、かなりクリアな形で線引きはされて、差別的なものっていうのは排除されるものです。そういう点では私は案3で、そして第3条第2項第1号及び第2号を運用上で厳格に適用していけば、問題ないと思っています。

■委員

- ・応募側が理解できるか、そのあたりを一番懸念しています。不当な差別や多様な価値観の尊重、といった文言は、載せられないものですか。

■委員

- ・第3条第2項第2号のなかに入れるということですか。この多様な価値観という言葉が今、法律用語としてまだ使われていない段階なので、難しいと思われます。後5年たったら状況変わるかもしれませんが。

■委員

- ・委員が審査する時に、委員個々のレベルで判断、評価されるのだけは避けたい気持ちです。

■事務局

- ・最終的には、委員会の中で、委員さんたちのヒアリングの段階で、そこを突っ込んで聞いていって、最終的な意思統一を図っていただくことが本来かと思います。

■委員

- ・受付する時もそうですね、その第一段階として。

■事務局

- ・受付の際にヒアリングしたとしても、結局皆さんにゆだねることになると思います。事務局の段階で線を引く、受け付けないということは、申請自体がなかったことになる。それは、奨励金の趣旨として違うのではないかと思います。
- ・あの事業が問題ありと思われた委員がいらしたかもしれませんが、皆さんがそうだったかという話ですよね。その事業は採点の結果、交付対象になったわけですね。それを受け付ける段階で、これは不当な差別だから受け付けませんとやることが、果たしていいことなのかということです。

■委員

- ・どこでどうすればいいのでしょうか。

■委員長

- ・すごく難しいと思います。前回も言ったんですけど、人によって捉え方って様々だと思いますし、私はあの事業に関してそういう考えは全く持たなかったです。でもやっぱりそれをそう思う方もいらっしゃるし、そうじゃないって思う方もいらっしゃる。言われて、なるほどそういう風な捉え方もできるな、と思う人もいれば、影響されてそっち側の考えになる人もいる。その中で点数をつけて、最低点と最高点は外して皆さんの意見を総意として、事業評価としてあげるっていうことになってくると思うので、私も案3に賛成という風になるのですが、皆さんやっぱりそれぞれあると思います。

■委員長

- ・今日あとまだ他に2つ案件があるので、進めてもよろしいですか。

■委員

- ・明確にできないほど曖昧なところだからこの委員会が必要ってことですよね。

■委員

- ・そうですね。

■委員

- ・明確にせずに委員会で議論しましょう。

■委員長

- ・はい。進めていいですか。どうします。

■委員

- ・この話し合いが必要だというのは理解できます。だからこそ委員会の議論が必要だろうなって。そのばらばらのこの価値観の中で、差別かそうでないかの判断・確認は、それぞれの発言の中でしかないという感じですかね。

■委員

- ・そう思いますね。もし基準が明確に引けるのであれば、たぶんこういう場は必要なくなってくるのかな。たぶんそういう時代はそのうち来るかもしれませんが、今はみんなで話し合おうっていうのが大切なのかなと思いました。

■委員

- ・さきほど委員が仰ったこともわかるんですけど、例えばこれは差別じゃないよね、っていう人もいれば、いやそこだけ特化するのは逆にずるいよねって思

う人もいるし、だからそこは規定できないなって、これで行くしかないんじゃないかなとは思いますが。考えがいろいろだからこそ。

■事務局

- ・わかりました。今回のお話を整理させていただいて、あと、再度こちらのほうで案を作って、次またその案を示す段階では委員会を開催するっていうのもなかなか厳しいかもしれませんので、案を作ったうえで、メールなりこちらから出向いて説明したりするなりしてですね、再度ちょっと調整をかけたいと思います。申し訳ございません。そういう形でよろしくお願いします。

■委員長

- ・はい。皆さんもそれでご了承ください。
- ・はい、よろしくお願いします。はい、それでは次、検討事項の二つ目について事務局のほうから説明をお願いします。

検討事項その2について意見交換

■事務局

- (2) 交付対象事業の決定方法に係る選考要領の変更 について説明。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。それでは今説明がございました検討事項の2番、交付対象事業の決定方法に係る選考要領の変更について、ご意見ご質問ある方お願いいたします。

■委員

- ・これって要は今のまま行きましょうということですか。

■事務局

- ・今の公開ヒアリング審査を終わって、皆さん各自点数つけていただいて、それを事務局で集計しました。その結果を皆さんにお配りします、までは一緒に、そこからその結果を見ての変動というのを、皆さんでお話して、最終順位を決めるというのが今と違うというか、追加になるところです。

■委員

- ・ちょっと補足していいですか。

■委員長

- ・はい。

■委員

- ・私がこの提案をしたのは2点の意味で言いました。1つは、もう1回、個人の採点は活かされたなど。それぞれが資料を見たりして、評価がされていますから。1人1人の評価はもう活かされて、事務局の方で順位と平均点が出されている。次に、さきほどの例のように、微妙なところもありますよね。それをみんなで協議して決定していった方がいいという趣旨の提案です。それをもう1回皆で話し合いをした後、それぞれの持ち点を直して、順位を決定するのではなくて。もう個人の採点をもとに皆で協議して、つまり協議で最終決定をしたい。そういうふうな意味で提案しました。

■委員

- ・個人の点数は活かされたと言いましたけども、そのあと話し合って、個人の点数が変更されたら、活かされていないことになりませんか。

■委員

- ・協議して決めるっていうことはだめですかね。

■委員長

- ・点数をつける根本的な意味がなくなってしまうような気がするんですよ。

■委員

- ・でも覆すわけじゃなくて、それに準じて話し合いが行われるのだけど。

■委員

- ・話し合いするのは何故かと言ったら、順位を変えたいから。1度出た結果をまた議論を行って新しい結果が出るということは、個人でつけた点数は結果ではなくなる。つまり、活かされていないことになるので。

■委員

- ・あくまでもその協議したあとに、もう1回ひとりひとりの点数の修正が行われて、それが結果の方がいいっていう、今まで通りっていうことですよね。

■委員

- ・議論で結論を決めたいのか、点数で結論を決めたいのか。二択だと思っています。議論で結果を決めたいっていうことでよろしいですか。

■委員

- ・議論で結果を決めたいという意味で提案しました。

■委員

- ・そうすると、事務局で示した課題が問題になってくるっていうことですよね。極端な意見が影響する、恣意的な選定になる、全体の時間長くなる。

■委員

- ・時間は長くなると思いました。

■委員

- ・実際、恣意的な、もしくは極端な意見、そして短い時間、というところだと、かなり議論が左右されると思うんですね。結構やっぱり資料読んでいる時って時間かけて。

■委員

- ・私は今のまま、基本点数が大前提で結論を出します。ただ7割に達しなくても、どうしてもっていうところは、ちょっと協議します。その方法が議論で結論を出すよりかも、良い、ベターなのではないかと思います。

■委員

- ・議論の答えちょっと危険かなと思います。恣意的な部分とか説明責任といった部分でちょっと危険性があるかなと。ただ、この間に出た意見の思いは一緒だと思うんですね。議論する時間を設けて、でもその議論した中で最終的には、やっぱり個人で点数出すと、委員の皆さんからこういう点数が出たのでこの結果ですよっていうのもちゃんと説明責任も果たせるのかなと。ただ議論する時間は個人的には欲しいなと思っています。そこのスケジュール調整とかは事務局でやっていただければたいへん良いのかなと感じていました。

■委員

- ・議論が重要だと思うんです。今ここで話しているだけでもすごい意義があるし、お互いに考えていることとか、違いとか、共通部分があるなっていうのも理解するし、ここは共通に疑問を持っているとか、ここはみんな別に問題なくいっているなって。ここが、私たちが呼ばれている意義ですよ。

■委員

- ・初めて前回参加させてもらって、あまりにすんなり決まった印象があって、こんな貴重なお金を交付するのにこんなに簡単に決まっちゃっていいのかなとい

う印象があったので、やっぱりちょっと話し合う時間は少しほしかったなという気持ちはありました。それぞれ皆さんの意見、考えも違うと思うのでその中で点数つけられたらまたいいのかなとは思いますが。

■委員長

- ・前も言ったんですけど、今回は全部平均点以上だったため、議論する余地がなかったんですよ。でもそれ以前は、議論しているんですよ。あの点数足りないからこどうするって、拾ってあげるかどうかという話はしているんですよ。

■委員

- ・最終点数をつける前の段階で、もし可能であれば話し合いができればいいなとは思っています。

■委員

- ・なかなかみんながパッと席についてね、思いを語り合えるっていうことが難しさがあるけど、そこは委員長のお力です。
- ・議会の進行ではないので、なんとなくみんなが思いを、同じ意見であっても、それ同じだよとか言える。

■委員長

- ・例えばなんですけど、自分が知っている人がやっている団体の事業とかあると思うんですよ。思いの部分で語っちゃうと、ちょっとどうなんだろう難しいのかなっていう気はしないでもないんですよ。
- ・だからそういうのがあった時に、じゃあ点数高くしてやろうって高くするじゃないですか。でも最高得点は除かれてしまう。下も一緒ですけど。でもそれでまた話し合うとその人の意見が反映されるっていうこともないですか。

■委員

- ・その通りですよ。

■事務局

- ・皆さんに審査していただいていること自体がまず2段階までやってるわけです。第1段階で書類審査していただき、他の機関の審査よりは時間をかけているわけです。書類審査していただき、ヒアリングでどういう質問をしようか検討する時点で、また議論はなされていますよね。その上で本番っていうか、公開ヒアリング審査があります。そこで実際に生の声を聞いて、その上でほんとの点数をつけるっていう2段階になっています。今その議論をということでは、委員は点数をつけた後の結果について、皆さんで議論するっていう。委員はヒアリングが終わった段階で、皆さんで考えを整理する段階を経ることを望んでいらっしゃる、ということですよ。
- ・皆さんで十分に協議していただくっていうやり方自体は本来必要なのかなという認識でいるわけですし。その認識のもとで改めてこれから進めていければいいのかなという形で考えているわけです。

■委員

- ・わかりました。なんとしてもみんなの協議を深めたいという気持ちがあったので、提案しました。

■事務局

- ・確かに委員がおっしゃるように、総意というのは本来理想なんですけども。十分に協議していただき、皆さんの共通認識を得られるかどうかっていうのはまた別なので、結果点数で判断せざるを得ないというのは致し方ないのかなと思います。

■委員

- ・そうですね。どっかで点数化しなければならないからね。はい、分かりました。

■委員長

- ・よろしいでしょうか、はい。では最後になります。検討事項の3つ目ですね。事務局の方から説明をお願いします。

検討事項その3について意見交換

■事務局

- (3)公開ヒアリング審査後の採点方法に係る運用の変更 について説明。

■委員長

- ・はい、ありがとうございます。それでは今説明ありました、検討事項の3 公開ヒアリング審査の採点方法にかかる運用の変更について、こちらご意見ご質問よろしくお願いします。

■委員

- ・初めて審査する場合、何が観点かわからない中で、自分で決めていかなければならないので、そこら辺は考慮した方がいいと思いますけど、時間的なものもあるので、時間に余裕があれば機会を設けた方がいいと思います。

■事務局

- ・補足ですが、この間のヒアリング審査会は10 団体あって1 時ぐらいから始まって5 時に終わりました。時間が長いことに関しては、私たち事務局にとっては問題なく、委員のみなさんがその分拘束されるということがポイントです。今提示しているメリットとデメリットに対して皆様がどう思うかです。やはりこれは取り入れた方がいいということであれば、そのようにスケジュールを組みますし、ただそういう時間を設けましようっていうだけでもいいかもしれません。今回はメリットもあればデメリットもあるっていうところを提示させていただきました。

■委員

- ・審査時間が延びてもいいっていうことであればちょっと設定しても、そんな何時間も設定する必要性もないだろうから。

■事務局

- ・全ての提案が議論を尽くさないと難しい案件なのかっていうと、必ずしもそういうわけではないと思います。

■委員

- ・全てを協議するのではなく、気になるところのいくつかを皆でちょっと協議してみる、それだとそんな時間もかからないと思います。

■事務局

- ・たまたま今回の10 件の中ではその1 つがそういう、物議を醸しだしそうな内容だったっていうだけであってですね。
- ・ヒアリング審査終わったとき、判断に迷うことがある方、そこを皆さんどうでしょうって問いかける程度がよいのかと思います。どうしてもこれは判断に迷う部分がある場合、それに時間を設けるようなやり方はどうでしょうか。

■委員

- ・それいいですね。自分の考えと他の考えを聞^くだけで安心感はあるかも。

■委員

- ・時間をいたずらにかけずに、皆さんの意見を聞く方法として、1人ひとり1分程度で感想を言っていけばいいのかなと思いました。それを以て、7割いかなかったところに関して議論できればいいのかなという感じがしました。

■委員

- ・ということは、ヒアリングが終わってからまず1回集まって、その1人ずつ簡単に感想を手短に話して、その中に気になる団体がある人は言えればいいし…。

■委員

- ・気になる～は言わない、感想を述べるだけ。

■委員長

- ・いずれにしても今の方法からなにか変えるってなると、時間がとられるのは確実なので、それを上手く効率的にやれるかっていうのが大事なのかなって思います。深く協議すればいいってものでもないと思いますし。やっぱりキリがないっていう部分も当然、あると思います。

■事務局

- ・今、ご意見が出たとして、3月に次年度分の書類審査がありますので、その時にヒアリング審査会の時どうするかを改めて話し合って決めていただくっていう感じだとどうでしょうか。

■委員長

- ・委員の皆さんもそれでよろしいでしょうか。よろしいですか。
- ・じゃあ事務局の皆さん、よろしくお願いします。
- ・はい、では以上で案件3の方については終了したいと思います。最後、その他について事務局より説明お願いいたします。

次第4. その他

■事務局

今後のスケジュールについて説明

■委員長

- ・その他委員の皆さんから何か御質問はありませんか。
- ・他にないようであれば、進行を事務局にお返しします。

次第5. 閉 会

(司会：事務局)